

令和7年10月の相談件数

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦 情	73	73	72	77	65	82	88						530
問い合わせ	2	1	5	1	9	2	4						24
要 望	0	0	0	0	0	0	1						1
計	75	74	77	78	74	84	93	0	0	0	0	0	555
(前年度計)	(68)	(62)	(61)	(88)	(61)	(76)	(66)	(65)	(73)	(61)	(51)	(79)	(811)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	3	6	6	5	6	4	6						36
(前年度)	(5)	(4)	(7)	(2)	(5)	(2)	(3)	(7)	(2)	(3)	(3)	(2)	(45)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	2	2	1	0	0	0	0						5
20歳代	5	7	4	6	3	10	6						41
30歳代	6	8	10	14	11	8	11						68
40歳代	3	10	9	6	11	13	13						65
50歳代	17	11	11	18	14	16	14						101
60歳代	10	12	17	12	15	14	14						94
70歳以上	21	15	17	20	16	17	30						136
その他・不明	11	9	8	2	4	6	5						45
計	75	74	77	78	74	84	93	0	0	0	0	0	555

今月の相談事例

SNSの美容クリニックの美肌広告を見て、無料のカウンセリングを予約した。当日はカウンセリングのみを希望し問診票に記入し90分のカウンセリングを受けた。カウンセリング終了後、顔に糸を入れてリフトアップする施術を勧められた。モニターになれば割引で約20万円になると言われた。長時間勧誘されたが断ると、診察料1万円を請求された。払わないといけないう。

センターからのアドバイス

美容医療サービスに関する相談では、SNSやウェブサイトでの広告等が受診のきっかけというケースが多くみられます。クリニックの広告は、患者等の利用者保護の観点から、虚偽広告や誇大広告等が禁止されています。「今日契約・手術すれば割引がある」などと、契約を強引に勧められる場合がありますが、はっきり断りましょう。美容医療サービスの契約は、一定の条件・期間内であればクーリングオフが可能な場合があります。事例の請求された診察料に関しては、料金の説明を受けていないので払いたくないと交渉しましょう。